

2019年4月1日

奈良育英中学・高等学校 部活動方針

奈良育英中学校高等学校
学校長 沼田守弘

1. 基本方針

- (1) 部活動とは、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が、顧問の指導のもと、自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。
- (2) 体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義を図ることが大切である。

2. 適切な運用のための体制

- (1) 指導・運営に係る体制の構築
 - ① 管理職は、部活動視察を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行う。また、顧問教員の長時間勤務の解消に向け、外部指導者等の活用等も踏まえながら、業務改善及び勤務時間管理等を行うなど円滑に部活動が実施できるように取り組む。
 - ② 各部とも複数顧問による指導体制を整え、主顧問と副顧問が相談しながら、協力のもと指導にあたるなど、過度の負担がかからないようにする。
 - ③ 国際文化部・保健安全部の部活指導担当者は、必要に応じて各部活動顧問で組織する顧問会議を開催し、生徒会との連携、キャプテン会議、クラブ員集会、地域との連携、ボランティア活動など生徒・顧問の意見を聞きながら、学校部活動全体が適正化及び活性化するように努める。
- (2) 保護者の理解と協力
保護者の理解と協力は、運営上欠かすことのできない大切なことであるので、部活動顧問は、担当する部活動指導の基本方針を明確にし、入部段階で丁寧に保護者に伝えなければならない。また、その部活動の基本方針、運営、指導内容等は、定期的に点検に努め、三者（生徒・保護者・世間）が納得するものでなければならない。

(3) 活動計画等の作成及び公表

- ① 部活動顧問は、本活動方針にのっとり、年間の活動計画（活動日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ② 各部活動顧問は、年間活動計画を年度当初に、毎月の活動計画はその前の月に、生徒・保護者に公表する。

3. 適切な活動の設定

(1) 活動時間

【中学】

平日は、概ね 2 時間程度とする。

学校休業日（学期中の休日を含む）は、概ね 3 時間程度とする。

【高校】

平日は概ね 3 時間程度とする。

学校休業日（学期中の休日を含む）は、概ね 4 時間程度とする。

(2) 休養日の設定

【中学】

週当たり 2 日以上（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日はいずれか 1 日以上）を休養日とする。

【高校】

週当たり 1 日以上を休養日とする。

※ ただし、高校生においては、競技の特性・大会等の日程を踏まえ、年間計画及び月間計画の中で、適切に「休養日」や「活動時間」を設定し、メリハリのある活動を心がける。

(3) その他

- ① 朝練習を行う場合は、生徒の登校に無理が生じない範囲内で実施する。
- ② 定期考査 1 週間前（土日を含む）は、原則部活動は行わない。大会等がテスト中、テスト直後に控えている場合は、事前に校長の許可を得て実施する。その際、内容を短縮し、生徒の学習に影響がないように努める。
- ③ 遠征（泊を伴う練習試合や 2 号出張大会参加）及び合宿については、年度当初に提出する年間計画の中でしっかり計画をたてたもので、大会や宿泊等の申込み以前に「練習試合（泊を伴う）・合宿許可願」を提出して学校長の許可を得る。時期や頻度、泊数、内容については、生徒の心身の健康や学習への影響、保護者の経済的負担等に無理のない範囲で行うよう努める。

4. 経費

- (1) 各部が部費を徴収する場合は、必要最低限とする。徴収金額については保護者の理解を得た上で決定する。
- (2) 部費を徴収する場合は、帳簿を作成し、会計管理は必ず複数の顧問が行う。年度末に会計報告を必ず実施する。その際、会計監査は保護者代表または事務長が行う。
- (3) 部費を徴収している部は、会計報告書を年度末に学校へ提出し、監査を受ける。

5. 参加する大会等への精選

高体連主催の大会、各連盟主催の大会、市町村主催、関係団体主催など多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけではなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6. 部活動運営

(1) 安全管理の徹底

- ① 指導者は、個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項を把握しておく。心疾患、腎疾患については、学校生活管理指導票の指導区分を確認しておく。
- ② 生徒の体力や技術を考慮した指導の計画を立てる。
- ③ 生徒は発達途上にあり、自分の限界や心身の不調を上手く訴えることができなかつたり、不調を隠したりする場合があることを前提に、生徒の体調をしっかりと観察する。
- ④ やむを得ず顧問が活動に立ち会えない場合は、他の顧問と連携・協力したり、安全に十分留意した内容や方法をあらかじめ生徒に理解させたうえで活動させる。その際、任せきりにはせず、聞き取りや部活動日誌などにより必ず活動内容を把握する。
- ⑤ 施設・設備・用具などは常に整理整頓して安全に配置・設置するとともに、定期的な安全確認を行う。
- ⑥ 防球ネットなどを活用し、人数や練習内容に応じて安全に活動できる場を確保する。
- ⑦ 熱中症対策のための気温・湿度等の把握はもとより、暴風や雷、ゲリラ豪雨、光化学スモッグなどの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動を中止するなど、必要な措置を講じること。

(2) 体罰等の根絶

- ① いかなる理由があっても、体罰や暴言は許されない。
- ② 生徒との信頼関係や保護者の容認があるからと言って正当化されるものではない。
- ③ 被害を受けた生徒はもとより、その場に居合わせた生徒の後々の人生にまで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解する。

(3) 外部指導者について

- ① 専門的な指導が可能な外部指導者については、年度当初に外部指導者願を校長に提出し、承認を得る。
- ② 指導内容については、部活動が学校教育の一環であることを踏まえて、顧問と協力しながら、三者（生徒・保護者・世間）が納得しうる指導を行うものとする。